

本別町新型コロナウイルス感染症 秋季臨時特別支援事業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年8月～9月の売上げが急減した町内中小
商工事業者に売上減少額の2分の1※を補助します。（※上限額等要件があります）

※この事業は本別町から助成を受けて実施いたします

◆補助対象者（以下の要件をすべて満たすもの）

（1）町内に住所を有し、町内で事業を営んでいる中小商工事業者であり、北海道が定める「新北海道スタイル」を実践し、引き続き営業を継続していく意思があるもの

※中小商工事業者とは日本標準産業分類において、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、洗濯業、理容業、美容業、写真業、自動車整備業、一般乗用旅客自動車運送業に該当する者

（2）中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に定める中小企業者とする

（3）町税及び国民健康保険税の滞納がなく、本別町暴力団排除条例（平成25年条例第3号）第2条第1号、第2号又は第3号に該当しないもの

（4）新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年8月及び9月の売上合計額が前年同2か月間もしくは前々年同2か月間の合計額との対比で、10%以上減少したもの。

ただし、令和2年10月以降に開業し令和2年8月及び9月の売上合計額との対比が困難な場合、開業月から令和3年7月までの売上（税抜）を合計し、月数で除した平均額に2を乗じた額との対比によるものとする

◆補助金額及び上限額

補助金の額は、売上減少率と売上減少額とを別記支給限度額表にあてはめた金額を支給限度額とし、売上減少額に2分の1を乗じて得た額(千円未満切り捨て)を支給する。

◆申請方法（提出書類等）

- ・補助金交付申請書（本別町役場企画振興課または本別町商工会にあります）
- ・令和3年8月～9月及び前年または前々年の8月～9月の売上が分かる書類（売上台帳等）
- ・令和2年度の所得税申告書の写し、法人にあっては法人税申告書の写し ※本別町商工会員は不要
- ・交付金振込希望先の通帳表紙及び見開き1・2ページの写し

◆提出先 本別町商工会

申 請 受 付 期 間

10月15日（金）～ 1月31日（月）

問い合わせ 本別町商工会 ☎22-2529

※裏面もご覧ください

■支給限度額表

飲食店以外

限少額 減少率	5 0 万円未満	5 0 万円以上	100万円以上	200万円以上	400万円以上
1 0 %以上	5 万円	1 0 万円	1 5 万円	2 0 万円	3 0 万円

飲食店

限少額 減少率	5 0 万円未満	5 0 万円以上	100万円以上	200万円以上	400万円以上
1 0 %以上	5 万円	1 0 万円	1 5 万円	2 0 万円	3 0 万円
3 0 %以上	1 0 万円	2 0 万円	3 0 万円	5 0 万円	7 0 万円
5 0 %以上	1 5 万円	3 0 万円	5 0 万円	7 0 万円	1 0 0 万円